

定 款

鹿児島県薩摩川内市西向田町5番11号
株式会社 ウエムラ

R2.4.1現在

定 款

第 1 章 総 則

【商 号】

第 1 条 当会社は、株式会社ウエムラと称する。

【目 的】

第 2 条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 各種企業に対する経営の総合企画、管理指導
2. 防災に関する図書及び用具の販売並びに斡旋
3. 防災に関する技術指導
4. 講習会、講演会の開催及び講師の斡旋
5. 労働者派遣及び有料職業紹介の事業
6. 情報ネットワークと基幹業務システムのサービス提供
7. 前各号に付随する一切の業務

【本店の所在地】

第 3 条 当会社は、本店を鹿児島県薩摩川内市に置く。

【公告の方法】

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

【発行可能株式総数】

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、64,000株とする。

【株券の不発行】

第 6 条 当会社の株券は、発行しない。

【株式の譲渡制限】

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

【名義書換】

第 8 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、それに次の書面を添えて提出しなければならない。
株式の取得の場合には、その取得を証する書面。

【質権の登録及び信託財産の表示】

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、提出しなければならない。

【手 数 料】

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【株主名簿の閉鎖及び基準日】

- 第11条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。
前項のほか、株主又は質権者として利権を行使すべき者を確定するため必要がある時は、あらかじめ公告して、一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

【株主の住所等の届出】

- 第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に、届け出なければならない。
届出事項に変更が生じた時も、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

【招 集】

- 第13条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

【議 長】

- 第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

【決議の方法】

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した総株主の議決権の過半数をもって決する。

第四章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

【取締役及び監査役の員数】

- 第16条 当会社の取締役は3名以上7名以内とし、監査役は1名以上3名以内とする。

【取締役及び監査役の選任の方法】

- 第17条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。
取締役の選任については、累積投票によらない。

【取締役及び監査役の任期】

- 第18条 取締役の任期は選任後10年以内及び監査役の任期は選任後10年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
補欠又は増員で選任された取締役・監査役の任期は、前任者又は在任者の任期の満了すべき時までとする。

【監査役の権限】

- 第19条 監査役の権限は、会計監査に限定する。

【取締役会の招集及び議長】

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に差支えがある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【役付取締役】

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副会長、専務取締役、常務取締役を選任することができる。

【代表取締役】

第22条 社長は、代表取締役であり会社を代表し、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。

取締役会の決議をもって、社長以外に前条の役付取締役の中から代表取締役を定めることができる。

【報酬および退職慰労金】

第23条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

【営業年度】

第24条 当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

【利益配当】

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払義務を免れるものとする。